

兵庫県公報

平成23年9月30日 金曜日 第2325号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 保安林の指定施業要件の変更（豊かな森づくり課）	1
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	4
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	4
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	9

告 示

兵庫県告示第1036号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

たちばな土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	黒田寧彦	豊岡市森尾699番地

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	盛重恒己	豊岡市森尾806番地の2



兵庫県告示第1037号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年9月30日

兵庫県知事 井戸敏三

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字瓜原941の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1038号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字瓜原941の1（次の図に示す部分に限る。）、941の2、941の3
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1039号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字野間543の11、543の12から543の14まで・552（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、543の16
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1040号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字泥池935の3（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1041号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区大笹字大平井942の2
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1042号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
美方郡香美町村岡区和池字西山635の1、635の2（次の図に示す部分に限る。）、635の3、635の44、635の46、635の49、635の51
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1043号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
朝来市佐囊字コド石210、210の1、210の2、210の4から210の6まで、210の30、210の32、210の34、210の35
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局朝来農林振興事務所及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第1044号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900
工場長 小 黒 清 人
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東洋紡績株式会社高砂工場
高砂市曾根町2900

(3) 特定施設に関する事項

種 類	46号イ 水洗施設 (No. 1、No. 2)	46号イ 水洗施設 (No. 3)			
能 力	ペレット100kg/時・基	ペレット100kg/時			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既 設	許可後			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既 設	着手後2週間			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後	完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	—	—	—	—
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	289.2/基	289.2/基	289.2	289.2	

備考 既設特定施設を廃止するとともに既設特定施設の使用方法及び汚水等の処理方法を変更するため、通常値の排出水の量並びに化学的酸素要求量及び窒素の汚染状態が減少することにより、化学的酸素要求量及び窒素の汚濁負荷量が減少する。

46号口ろ過施設 (No. 1、No. 2)		46号口ろ過施設 (No. 3)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 1)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 2)	
ペレット100kg/時・基		ペレット100kg/時		容量1,000 L		容量2,740 L	
既 設		許可後		同 左		同 左	
既 設		着手後2週間		同 左		同 左	
許可後		完成後		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
7～8	6～9	7～8	6～9	1	1	1	1
10	10	10	10	—	—	—	—
5	5	5	5	10,000	10,000	6,500	6,500
5	10	5	10	—	—	—	—
3	3	3	3	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
289.2/基	289.2/基	289.2	289.2	1.5	2.4	3.4	4.8

46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 3)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 4)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 5、No. 6)		46号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 7)	
容量 2 m ³		90m ³ /時		90m ³ /時・基		1,200m ³ /時	
同 左		既 設		許可後		同 左	
同 左		既 設		着手後2週間		同 左	
同 左		許可後		完成後		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
7～8	6～9	7～8	6～9	7～8	6～9	1	1
—	—	—	—	—	—	—	—
30	50	30	50	30	50	50	50
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
5	5	22	35	22/基	35/基	50	50

46 号ニ 廃ガス洗淨施設 (No. 8)	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
同 左	
通 常	最 大
14	14
—	—
50	50
—	—
—	—
—	—
1	1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 9月30日から同年10月21日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 9月30日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

豊岡市市場字神ナシ37番の一部、38番、39番の一部、40番の一部、66番の一部

同 市市場字水上460番1の一部、463番、469番の一部、476番の一部、477番3、477番4、478番の一部、479番、480番の一部、481番2

同 市市場字神無490番2、492番2、493番1から493番10まで、494番、495番1、495番2、496番1、496番2、497番1、497番2、498番1、498番2、499番2、500番2、501番から509番まで、509番1、510番から514番まで、515番の一部、516番から519番まで、520番の一部、521番の一部、522番、523番、526番から532番まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

豊岡市中央町2番4号

豊岡市長 中 貝 宗 治

3 許可年月日及び許可番号

平成23年 9月 7日

兵庫県指令但馬（豊土）（建1）第1-2-4号（21豊岡）